支部に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、支部の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び区域)

第2条 国内4ブロックのもとに12支部を置き、台湾に特別支部を置く。

ブロック名	支部名				
北日本ブロック	北海道支部、東北支部、北関東支部				
東日本ブロック	千葉支部、埼玉支部、東京支部				
中日本ブロック	南関東支部、中部支部				
西日本ブロック	近畿支部、中国支部、四国支部、九州支部				
台 湾	台湾特別支部				

(支部の業務)

第3条 支部は、次の業務を行なう。

業務の運営に関する細目については、別に定める「支部業務運営基準」によるものとする。

- (1) 本会業務の分担・実施
- (2) 支部会員の相互の研究、研修、連絡・情報交換
- (3) 支部会員の業務に関する広報、及び支援
- (4) 経営管理に関する人材の育成
- (5) 地域の企業等に対する経営支援活動
- (6) 新規会員の入会促進
- (7)経営士試験への協力
- (8) 地域活性化に協力する研究会の開催
- (9) 県会活動・地区活動に対する支援と調整
- (10) 地域関係機関及び団体等との連携
- (11) 知名度向上に関する活動
- (12) その他本会の目的達成に必要と認められる事業
- 2 前項の業務遂行のため、支部に研修委員会のほか必要に応じ各種委員会を設けることができる。
- 3 経営支援活動遂行のため、支部の中に必要に応じ経営支援センターを設けることができる。

(会員の支部所属義務)

第4条 会員は、特段の定めのあるものを除き、原則として本会に登録した住所又は勤務 地の支部に所属しなければならない。

(支部役員)

- 第5条 支部役員には、支部長のほか副支部長、常任幹事、幹事並びに監事を置くことが できる。
 - 2 支部役員の定員は、次のとおりとする。

支部名	幹事(最大)	監事	支部名	幹事(最大)	監事
北海道	9名	2名	東北	10名	2名
北関東	11名	2名	千 葉	10名	2名
埼 玉	10名	2名	東京	15名	2名
南関東	14名	2名	中部	10名	2名
近 畿	13名	2名	中 国	10名	2名
匹 国	8名	2名	九州	10名	2名

- ※) 副支部長及び常任幹事を設置する場合は、幹事の中から選出する。
- ※) 上記定員枠は、会員数の増減により変更することができる。
- ※) 幹事は支部長を除き3名、監事は2名を下限とし、その数を下回ったときは、 速やかに補充しなければならない。

(支部役員の選任)

- 第6条 支部長の選任は、「支部長選任手続規程」により選任される。
 - 2 支部長を除く支部役員の選任は、ブロック理事及び支部長の推薦に基づき、支部報告会において承認を得るものとする。期中に補充及び増員する場合は、幹事会において仮承認のうえ、仮承認後最初に開催される支部報告会において承認を得るものとする。

(支部役員の職務)

- 第7条 支部長及び幹事は、幹事会を構成し、支部業務の執行を決定するとともに所管業 務を処理する。
 - 2 支部長は、支部の業務を統括する。
 - 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故等あるときはあらかじめ支部長の指名した副支部長がその職務を代行する。
 - 4 常任幹事は、幹事会から特に委任された業務を分担する。
 - 5 支部監事は、会計及び業務を監査しそれを支部報告会に報告する。

(支部役員の任期)

第8条 支部役員の任期は、本部役員の任期に準ずる。 ただし、再任は妨げない。

(支部役員の手当等)

第9条 支部役員の手当等は幹事会で同意を得て、支部報告会で承認されなければならない。

(支部顧問)

- 第10条 支部長は、幹事会の同意を得て支部顧問を任命し、委嘱することができる。
 - 2 支部顧問は、支部の運営に関して支部長の諮問に答える。
 - 3 支部顧問の任期は、支部役員の任期に準ずる。

(支部運営委員)

- 第11条 支部長は、運営上必要なときは、幹事会の議を経て支部運営委員若干名を委嘱 することができる。
 - 2 支部運営委員は、支部の事業に関して幹事会に協力する。
 - 3 支部運営委員の任期は、支部役員の任期に準ずる。

(経営支援センターの設置、業務、職務)

- 第12条 支部に経営支援センターを設置する場合は、支部幹事会の議を経て理事会の承認を得なければならない。
 - 2 経営支援センターは、支部対外活動の一環としての役割を担う。

(会 議)

- 第13条 支部の会議は次のとおりとし、支部長が招集してその議長となる。
 - (1) 支部報告会 支部報告会は、支部に所属する正会員をもって構成し、毎年1回 事業年度終了後本部総会前に開催する。臨時報告会は、幹事会又 は監事が必要と認めたとき開催する。
 - (2) 幹事会 幹事会は、支部長及び幹事をもって構成し、所定の時期を定めて 開催する。また幹事会が必要と認めたときは、監事は幹事会に出 席して意見を述べることができる。
 - (3) 常任幹事会 常任幹事会は、支部長、副支部長及び常任幹事を持って構成し支 部長が必要と認めたときに開催する。
 - 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のとき は議長の決するところによる。
 - 3 議事が緊急を要する場合には、前各項に準じて持ち回りの方法で議決することが できる。
 - 4 準会員は、支部報告会にオブザーバーとして参加することができる。

(会議の権能)

- 第14条 報告会は、この規程に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 支部規約の改正、その他支部運営に関する重要事項
 - 2 幹事会は、支部報告会の議決した事項の執行に関するもののほか、支部報告会の 議決を要しない業務の執行に関する事項について議決する。
 - 3 常任幹事会は、幹事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

(事業計画及び事業報告)

- 第15条 支部長は、本部方針のもとに事業計画及び収支予算を作成し、幹事会の決議を 経て会長に提出し、支部報告会において報告しなければならない。
 - 2 支部長は、支部報告会終了後遅滞なく、事業報告書及び収支計算書を会長に 提出しなければならない。

(会計及び業務監査)

第16条 必要により本部監事をもって、支部の会計及び業務について監査することができる。

(地区組織)

- 第17条 支部は、その地域会員の研修、広報、連絡・情報交換・親睦等を図るため、原 則として支部所管区域の府県毎に地区組織(県会、地区会等)を設けることが できる。
 - 2 県会等には支部長が認める役員を置くことができる。その任期は支部役員の任期に準ずる。
 - 3 県会等の運営については、本規程の定めを準用するものとする。支援センター についても同様とする。

(経費)

- 第18条 支部の経費は、本会の支部事業費、助成金、その他の収入により支弁する。
 - 2 会員が特別に経費を要する会合に出席した場合、その費用の一部又は全部を負担させることがある。

(事業年度)

第19条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支部規約)

- 第20条 支部は、この規程に準拠して支部規約を作成することができる。
 - 2 支部規約の改廃は、支部幹事会の議を経て、本部理事会で仮承認を得て上で、 支部報告会において同意を得るものとする。
 - 3 経営支援センター規約及び県会規約についても、上記に準ずるものとする。

(準 用)

第21条 この規程に定めなき事項は、定款及び関連規程を準用する。

(国外特別支部)

- 第22条 理事会が必要と認めた場合は、国外に特別支部を設けることができる。
 - 2 海外特別支部における会員区分及び会費等については別に定める。
 - 3 新たに設置する場合の特別支部の設置及び運用の目安は、次のとおりとする。
 - (1)設置 20人以上の特別支部会員の居住が見込まれる地域であること
 - (2) 名 称 州、省、都市の何れかの名称を支部名とする
 - (3)役 員 原則として、国内支部規程に準ずる
 - (4) 役員選任 当該特別支部に所属する会員の互選による
 - (5) 運営等 業務、役員の任期、役員の職務、会議、事業計画及び事業報告、 会計及び業務監査、事業年度については、原則として支部規程 に準ずる

(改 廃)

第23条 この規程は、必要と認めたときに理事会の決議により改正することができる。

(附則) この規程は、平成25年4月1日より施行する。

平成 25 年 10 月 25 日一部改訂

平成 25 年 12 月 13 日一部改訂

平成26年1月17日一部改訂

平成26年7月2日一部改訂

一般社団法人日本経営士会